

奈良県公安委員会告示第127号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成28年12月26日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

1 実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類

- (1) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査及び教習指導員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通）
- (4) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大特）
- (5) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大自二）
- (6) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普自二）
- (7) 技能検定員審査及び教習指導員審査（^{けん}牽引）
- (8) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型二種）
- (9) 技能検定員審査及び教習指導員審査（中型二種）
- (10) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通二種）

2 実施期日

平成29年1月30日（月）から同年2月1日（水）までの間において審査担当者が指定する日時

3 実施場所

橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）

4 申請手続

- (1) 申請方法

ア 審査申請書に必要事項を記入し、所定の写真を貼り付けた上、直接、運転免許課に提出すること。

なお、1の(1)から(7)までに掲げる審査を受けようとする者にあつては受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を、1の(8)から(10)までに掲げる審査を受けようとする者にあつては受けようとする審査の種類に応じ、それぞれ規則第3条第1項第2号から第4号まで又は第11条第1項第2号から第4号までに定める書類を提示すること。

イ 規則第17条に定める審査細目についての審査を免除される者にあつては、これに該当する者であることを証する書面の写しを添付すること。

(2) 受付期間

平成29年1月4日（水）から同月11日（水）までの午前9時から午後5時まで

5 審査項目

(1) 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

(2) 教習指導員審査

自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識

6 携行品

運転免許証、鉛筆及び消しゴム

7 審査手数料（審査申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。）

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第10条に定める額とする。

なお、申請をした審査を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

8 その他

申請手続についての問い合わせは、運転免許課（電話番号0744-25-5224）に行うこと。